

検針から料金ご請求まで

水道料金は、2カ月に一度水道メーターを検針し、検針を行なった月の翌月に請求させていただきます。検針は、お住まいの地区によって奇数月と偶数月に分かれます。

※公共下水道の区域では、下水道使用量とあわせて請求させていただきます。

お客さまが金融機関等の窓口やコンビニエンスストアでお支払いいただく納入通知書は、検針月の翌月10日に発送しますので、その月の20日までにお支払いをお願いいたします。

口座振替をご利用の場合は、検針月の翌月17日（金融機関が休日に場合は翌営業日）に振替させていただきます。

※口座引き落としができなかった場合の再引き落としはできませんのでご注意ください。

納入期限までにお支払がなかった場合には所定の手続きを行い、給水を停止させていただきますのでご注意ください。

納入期限内でのお支払いに、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道メーターの検針にご協力ください

お客さまがご使用になった水の量は、水道メーターに記録されます。水道メーターの検針は、2ヶ月に一度、基準日を決めて検針員がお伺いし、使用量をお知らせします。検針が能率よくできるように下記のことにご協力ください。

★メーターボックスの中やまわりは、いつもきれいにしておいてください。



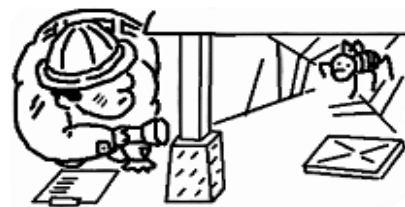
★犬は、出入口やメーターから離れた場所につないでください。



★メーターボックスの上に物を置かないでください。



★家の増改築などで、メーターが床下や屋内になるときは、検針しやすい場所へ移してください。



水道課では検針業務、料金の徴収収納業務、閉開栓業務などを委託しております。委託業者の職員は身分証を携帯していますので、ご不審の際は身分証の提示を求めてください。

編集・発行

東松山市 建設部 水道課

〒355-0076 東松山市大字下唐子814番地 TEL 0493-22-1123

ホームページ <http://www.hmywater.jp> FAX 0493-22-4389